平成２１年（フ）第６４０号
北海道旭川市永山２条23丁目２番10号　ハイヒューマンハイツ２Ａ号室
債務者　山下　正信
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４１号
北海道旭川市南が丘２丁目１番24号
債務者　佐藤　由充
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４２号
北海道旭川市南７条通25丁目107番地の６　神東マンション201
債務者　笠原　正次
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４５号
北海道旭川市東光６条６丁目５番32号
債務者　諸澤　榮子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５２号
北海道旭川市東光９条５丁目６番15号　ヴィラオスト95―102号室
債務者　川本　健一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１０号
秋田県横手市増田町八木字屋布合121番地
債務者　齋藤よし子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第８５２号
愛知県岡崎市上六名１丁目１番地１　県営明神橋住宅508
債務者　天野　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８５７号
愛知県高浜市論地町１丁目１番地93
債務者　安里　　明
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
愛知県豊橋市三ツ相町192番地の６
債務者　タカハシ　ジョアオ　ミノルこと　高橋　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１６８号
島根県出雲市灘分町11番地５　県営灘分住宅２―211
債務者　黒崎　直美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１７１号
島根県大田市長久町土江68番地５、前住所大阪府交野市東倉治４丁目７番１号
債務者　清水　慎平
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１７３号
島根県出雲市岡田町４番地
債務者　米澤　麗華
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第８２３号
岡山県倉敷市児島小川９丁目６番60号
債務者　木林　亜矢
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８９号
岡山市中区倉田47番地
債務者　春藤　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１６号
岡山市南区浦安西町32番地
債務者　櫛田　博志
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部